

約款 新旧対照表

『専用サーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第11節 第25条	第11節 ソフトウェアインストール代行（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第25条（保証） 1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めにのみ帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が不具合等の具体的な内容を当社に通知し、当社に協力することを条件に、当社は修正作業を行います。	(削除)	・平成30年3月30日をもってソフトウェアインストール代行サービスの提供を終了するため、削除します。
		(以下、節番号および条番号が繰り上がります)	
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成28年10月3日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成29年3月31日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年3月30日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないません。
第2条	第2条（サービスの終了にともなう条項の削除） 本条および本第3条乃至第7条は、平成29年3月31日をもって削除するものとします。	(削除)	・本条の規定により削除します。
第3条	第3条（アクセス解析サービスの管理） 利用者は、アクセス解析サービスにおいて利用者サーバ設備上にインストールされるアクセス解析ツールにつき、自らセキュリティアップデート等を含むすべての管理およびメンテナンスを自己の責任と費用で行うものとし、当社は当該アクセス解析ツールに関する管理およびメンテナンスを行う義務を一切負わないものとします。	(削除)	・附則第2条の規定により削除します。
第4条	第4条（アクセス解析サービスにおける保証） 当社は、利用者に対し、アクセス解析サービスにより利用者サーバ設備へのアクセス状況を完全に解析できることを保証するものではありません。	(削除)	・附則第2条の規定により削除します。
第5条	第5条（セキュリティアップデートサービスにおける保証） 1. セキュリティアップデートサービスは、当社と利用者の合意により対象としたOSおよび各種アプリケーション・ソフトウェア（以下、併せて「対象ソフトウェア」といいます）につき、対象ソフトウェアの提供元による指示に従ってアップデート作業を実施するものであり、システムへのクラッキング等を含む利用者サーバ設備に対する脅威の防止を何ら保証するものではありません。 2. 対象ソフトウェアの提供元によるアップデート版の公開からセキュリティアップデートサービスにおけるアップデート作業が完了するまでの間に、当該アップデート作業によって対策が施されるべきセキュリティホール等が悪用され、利用者に損害等が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。	(削除)	・附則第2条の規定により削除します。
第6条	第6条（ウイルススキャンサービスの料金および料金の支払期限） 1. ウイルススキャンサービスの料金は、その月の利用期間にかかわらず、1ヶ月分発生するものです。 2. 本基本サービスの支払いが毎月払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払期限および支払方法は、本基本サービスと同様とします。なお、初回支払い分の料金の請求については、本基本サービスとは別に行われるものとします。 3. 本基本サービスの支払いが年間一括払いの場合、利用者は、当社が利用者へ通知した期限までに、利用開始日の属する月の料金を、本基本サービスと同様の支払方法により支払うものとします。その後の支払いについては、料金の請求は本基本サービスとは別に行われるものとし、利用者は、毎月末日までに、本基本サービスと同様の支払方法により当該請求金額を支払うものとします。	(削除)	・附則第2条の規定により削除します。
第7条	第7条（ウイルススキャンサービスにおける検出・駆除） 1. ウイルススキャンサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出・駆除ができることを保証するものではありません。 2. ウイルススキャンサービスによって検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	(削除)	・附則第2条の規定により削除します。